

前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正について（議案第80号）

教育支援課

1 改正の理由

市立幼稚園において、長期休業中の預かり保育（教育課程に係る教育時間以外に教育委員会が定めるところにより行う教育活動）を実施することに伴い、預かり保育料を見直すため、所要の改正を行う。

2 主な内容

預かり保育を受けた者から徴収する預かり保育料の額は、次のとおりとする。
（現行1か月につき3,000円（一時的な預かり保育を受けた場合は、1日につき200円））

- (1) 平日の教育時間終了後等に預かり保育を受けた場合 1時間につき100円
- (2) 長期休業中に教育時間に相当する時間に預かり保育を受けた場合 1回につき300円

3 施行期日

令和7年7月22日